

第8回農業委員会定例会（議事録）	
1. 日 時	令和元年8月30日（金） 午前 10時 00分
2. 場 所	竹原市民館 2階 第2, 3会議室
3. 出席農業委員	1 西野委員, 2 赤坂委員, 3 石本委員, 4 山元委員, 5 祐本委員
	欠席農業委員
	出席推進委員 下垣内推進員, 土居民喜推進員, 土居敏一推進員, 吉木推進員
	欠席推進委員
4. 説明員	國川事務局長, 木原係長, 鳥本主任主事, 佐藤主事
5. 審議案件	<p>議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第31号 農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について</p> <p>議案第32号 非農地証明申請について</p> <p>議案第33号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第34号 農用地利用配分計画原案の協議について</p> <p>議案第35号 竹原市の農業振興地域整備計画変更（案）の協議について</p> <p>議案第36号 竹原市農業委員会の平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の作成について</p> <p>議案第37号 竹原市農地賃借料情報の提供について</p> <p>報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p>

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和元年第8回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、3番石本進委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番と2番は関連がありますので一括審議を行います。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。1番の申請地は、竹原町字多井一ノ割2796番の1筆、地目は田、面積は1,133㎡です。2番の申請地は、竹原町字多井一ノ割2797番1の1筆、地目は田、面積は1,395㎡です。いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った土居 民喜推進委員から補足説明をお願いします。</p>
土居 民喜 推進委員	<p>申請地は、竹原西保育所から西に約250m付近にあります。申請の事由は、いずれも太陽光発電施設を設置し、所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作はされていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>3番と4番は関連がありますので一括審議を行います。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1～2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。3番の申請地は、竹原町字上新開3578番1（仮換地街区34街区1-7）の1筆、地目は田、面積は257㎡（換地後の面積が187.31㎡）の農地です。4番の申請地は、竹原町字上新開3578番7（仮換地街区34街区1-6）の1筆、地目は田、面積は257㎡（換地後の面積が187.34㎡）の農地です。いずれも用途が定められた区域にある農地であり、土地区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った土居 民喜推進委員から補足説明をお願いします。</p>
土居 民喜 推進委員	<p>申請地は、竹原西幼稚園から南西に約200m付近にあります。申請の事由は、3番が5台分の社用車両駐車場を整備し所有権を移転するために、4番が自己住宅及び3台分の駐車場を整備し所有権を移転するために申請されたものです。現地確認時、耕作はされていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>

	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 2，議案第 3 1 号「農地法第 5 条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ，参考資料の 3～4 ページをご覧ください。本議案は，平成 31 年 2 月 28 日付指令竹農委第 5-31-5 号により農地法第 5 条に基づく許可を受けた土地の履行延期承認の申請でございます。 転用目的はモノレール基地及び運搬路です。当初施工計画は平成 31 年 3 月 4 日から平成 31 年 7 月 31 日の予定でありましたが，鉄塔の法面補修工事の工期見直しに伴いモノレール基地及び運搬路の賃借期間を延長するため，履行期間を令和元年 8 月 31 日まで延期するものです。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件の履行期間の延期を承認いたします。 次に日程第 3，議案第 3 2 号「非農地証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ，参考資料の 5 ページをご覧ください。申請地は，下野町字上成井 2325 番 2 の 1 筆，地目が畑，面積が 125 m ² の農地です。用途が定められた区域にある農地であり，第 3 種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居 敏一 推進委員	申請地は，竹原中学校から北西に約 400m 付近にあります。申請の事由は，昭和 40 年頃に住宅を建築し住宅用地として利用しており，この度地目変更登記を行うため，申請されたものです。現地確認時，耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ，参考資料の 6 ページをご覧ください。2 番の申請地は，吉名町字郷 10354 番 3，10354 番 7，10354 番 8 の 3 筆，地目は 2 筆が畑，1 筆が田，面積が計 696 m ² の農地です。用途が定められた区域にある農地であり，第 3 種農地

	です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った吉木 徹推進委員から補足説明をお願いします。
吉木 徹 推進委員	申請地は、旧吉名小学校から北に約 40m付近にあります。申請の事由は、昭和 30 年頃から境内地として利用しており、この度地目変更登記を行うため、申請されたものです。現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に日程第 4、議案第 3 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 7 ページをご覧ください。 本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。議案に、今回利用権設定の新規の申出があった案件の面積、対象人員等を載せていますが、内容につきましては、参考資料のとおりとなっております。本議案が可決の場合、令和元年 9 月 2 日付けで、公告いたします。説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	これをもって質疑を終結します。 議案第 3 3 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 3 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第 5、議題第 3 4 号「農用地利用配分計画原案の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、参考資料の 8 ページをご覧ください。 本議案は、令和元年 8 月 2 3 日付けで、竹原市長より依頼がありました「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」に対する農業委員会の意見の決定という議題であります。内容につきましては、参考資料のとおりとなっております。説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。

	(質 疑)
議 長	<p>これをもって質疑を終結します。</p> <p>議案第34号「農用地利用配分計画原案の協議について」に関して異議がない旨回答することにご異議ありませんか。</p>
	「異議なし」の声あり
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第34号「農用地利用配分計画原案の協議について」は、異議がない旨竹原市長へ回答することといたします。</p> <p>次に日程第6 議案第35号「竹原市の農業振興地域整備計画変更(案)の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の7ページ、参考資料の9ページをご覧ください。</p> <p>本議案につきましては、竹原市の農業振興地域整備計画に係る農振農用地からの除外に対する農業委員会の意見の決定という議題となっております。</p> <p>今回の除外につきましては、2件とも太陽光発電施設の設置のために行われるものです。説明は以上です。</p>
議 長	除外申請地1番及び2番の現地確認を行った下垣内 和春推進委員から補足説明をお願いします。
下垣内 和春 推進委員	申請地は西野集会所より南西に約1600m付近にあります。申請の事由は、太陽光発電施設を設置するために除外申請されたものです。また、現地確認時、西野町字末国3304番については水稻を耕作されていましたが、同字3301番1、3305番については草が茂り耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	農業振興地域の農用地除外の検討事項について、事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>それでは、1番から2番の除外についての検討事項を説明いたします。</p> <p>農振農用地における農用地については、原則除外ができないこととなっておりますが、除外要件の一つ目として、区域外の土地を利用することによって、事業計画を達成できない場合という要件があります。この点についていずれも申請書に添付された申請者の土地所有状況と事業計画からみて、日照量の不足・面積過少などの観点から他に代えることができないことが認められます。</p> <p>二つ目に当該変更により、周辺農地の利用状況や、集団化を阻害しない場合という要件がありますが、申請書に添付された「利害関係人に関する同意書」により、周辺の農地所有者及び耕作者の同意を得ており、支障はないものと認められます。</p> <p>三つ目に当該変更により、効率的かつ安定的な農業経営を行う者の集積の妨げにならない場合という要件がありますが、申請地については、利用権設定等もなく、また周辺農家については、先程の「利害関係人に関する同意書」により、同意を得ております。</p> <p>四つ目に当該変更により、農用地区域内の農業施設等に影響を及ぼす恐れがない場合という要件がありますが、現地確認により周辺に影響のある農業施設が無いことを確認しております。</p>

	<p>五つ目に当該土地が農業公共投資の対象である場合、その完成後、農林水産省令で定める期間を経過していることという要件がありますが、本件は平成8年度において農業公共投資を受けているものの、公共投資の翌年度から8年以上を経過しており要件を満たしています。</p> <p>以上が除外にあたっての検討項目となりますが、全ての項目について、除外の要件を満たしているものと思われまます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ご質疑、ご意見がないようですので、異議がない旨回答することにご異議はありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって異議がない旨竹原市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>次に日程第7、議案第36号「竹原市農業委員会の平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の作成について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の8ページ、参考資料の10～20ページをご覧ください。</p> <p>まず、平成30年度の点検評価ですが、10ページの農業委員会の状況は、ご覧のとおりです。11ページの農地の集積については、目標4ヘクタールに対して、4.9ヘクタールとなり目標を達成できました。12ページの参入促進については、目標1経営体に対して、1経営体の参入があり、目標を達成できました。13ページの遊休農地については、解消した遊休農地より新たに遊休農地化した面積の方が多く解消実績目標の3ヘクタールを達成することができませんでした。14ページ以降は、違反転用への対応や事務の点検となっております。</p> <p>次に、令和元年度の目標ですが、18～20ページに記載のとおり前年度と同様の目標としております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>議案第36号「竹原市農業委員会の平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の作成について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>

議 長	異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり決定いたします。 次に日程第8, 議案第37号「竹原市賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の9ページ, 参考資料の21ページをご覧ください。 平成21年12月施行の農地法改正により標準小作料制度が廃止され, それにかわり地域における賃借料の目安となるよう, 改正農地法第52条に基づき農業委員会が実勢の賃借料情報を提供するものです。情報の提供にあたっては, 農地法運用通知第5において, 提供する区分の決定等について, 形式的にならず地域の実情に応じて柔軟に取り組むこととされています。また, 農業委員会のホームページ等の広報媒体を活用し, 広く提供することとされています。賃料データにつきましては, 過去1年分の農用地利用集積計画等から地域別・地目別に10アールあたりの賃借料を算出しています。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりましたので, これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。
	「質疑, 意見なし」の声あり
議 長	これをもって質疑を終結いたします。 議案第37号「竹原市賃借料情報の提供について」は, 原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって, 議案第37号は原案のとおり決定いたします。 次に日程第9, 報告第8号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の10ページ, 参考資料の22ページをご覧ください。 令和元年7月に農業委員会に届出のあった件数, 筆数, 面積について報告いたします。 件数は4件, 筆数は田2筆, 畑3筆の計5筆 面積は2,152㎡の届出がありました。詳細につきましては, 参考資料の届出台帳をご覧ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き, 事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	一般報告や協議事項等はありません。
議 長	以上をもちまして, 第8回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

令和元年 8月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 石本 進